

紹介

青年リストの伝記的諸問題

——パウル・ゲーリンク教授の『若きリスト』から——

小林昇

第一章

チュービンゲン大学でバーデン・ヴュルテンベルクの経済史 (wirtschaftliche Landesgeschichte) の講座を持ち、附属図書館長をも勤めていた Prof. Paul Gehring は、その専門領域のなかですでに有為の研究者だったようであるが、公職を退いてのち、昨一九六四年に、ライフワークというべき新著『若きリスト』(Friedrich List, Jugend- und Reifejahre 1789—1825)を公刊した。この著作は、24×16cm型の、前文一六頁、本文三七〇頁、大部分が新発見の文献からなる附録四七頁、巻末注七三頁、解説つきの人名索引一八頁、附記一頁から成る書きおろしの大冊であって、これまで十分に学問的な伝

記を持たなかったリスト研究の領域に、他の学者や思想家に関するものを一挙に凌駕するといいうる、詳細かつ高水準の成果を提供したものであった。

この労作の特質はいろいろな点に見いだされるが、根本的には、それが深い地方史的研究の背景の上に、若いリストの内面的・社会的な成長と闘争との過程を、きわめて具象的に描き出し、示しているという点が指摘されるべきである。バーデン・ヴュルテンベルクの首都シュトゥットガルトの出身で、長くチュービンゲンの講壇から Landesgeschichte を教え、またおそらくはその役職をつうじて古い諸文書に詳しくかかったゲーリンク教授は、郷国出身の「偉大なドイツ人」リストを生涯的研究の

対象に捉えたとき、みずからの知識と能力との十分な動員、リストの生地ロイトリンゲン市——これは大学町テュービンゲンの隣りの工業都市である——にあるフリードリッヒ・リスト文庫の蔵する多様な諸文献⁽³⁾の徹底的利用、郷国内の町々の地方史家や文書館関係者との緊密な連絡、等の諸条件を、思うままに満たすことができたのであろう。その結果われわれはここに、同国人に関する伝記というものの範例の一つを与えられたわけである。

ただし、著者の文章は、枯淡にも陥らずまた一方では抑制もきいているように思われるものの、どうやらシュワーベン地方に特有の語法が多用されており、それをつうじて複雑微妙な人事関係の交渉が記述されているのであるから、すくなくともわたくしにとってはいちじるしく難読であった(むろんこのことは、記述の内容自体のあいまいさをすこしも意味しない。その反対である)。ただ、すでに老齢の著者⁽⁴⁾がその平静な研究の態度を保ちつつ描いた若いリストの像が、ナポレオン没落後の小国ヴュルテンベルクにあってもっとも急進的な政治的エネルギーを発揮し、人民の勢力(いわゆる *Volksfreunde*)の指導者として「南ドイツ自由主義の最重要な人物」であった彼のいきいきとした姿を、十分積極的に示すものであることは、この重厚な業績をただちに今後の若いリスト研究者の世代に引き継がせうるものとして、高く評価すべきであらうと思われる。そうしてこの点では、これまでにリストの学問的伝記としてそ

れぞれの意義を担った以下の四つ⁽⁵⁾の大作、すなわち Ludwig Häusser, *Friedrich List's Leben. Aus seinem Nachlasse*, 1850 (同人編の『リスト著作集』全三巻のうちの一巻) ; Friedrich Lenz, *Friedrich List, der Mann und das Werk*, 1936 ; Carl Brinkmann, *Friedrich List, 1949* ; Hans Gehrig, *Friedrich List und Deutschlands politische-ökonomische Einheit*, 1956——この第四番目のハンス・ゲリーッヒは東独にとどまっていた——などに比べて、本書はむしろいっそう前進的な姿勢と戦闘的な自由主義の潜熱とを蔵しているときえいえるであらう。

しかし、本書の題名が示すように、これはリストの全生涯にわたる伝記ではない。彼がアスベルクの丘の牢獄を出、追放者としてル・アーヴルからニューヨークへ上陸した一八二五年六月九日までの個人的半生に加えて、彼を脱落させた直後の郷国における政治的自由主義の急速な没落が叙述されているにとどまる。だが一方、著者は、一八四六年にティロルのクフシュタインで自殺するまでの、リストの全生涯の伝記の前編ないし第一部としてこの本を書いたのではない。当時の第一級の世界人として、ドイツ全域のおもな諸都市はもとより、スイス、フランス、イギリス、アメリカ合衆国、ベルギー、オーストリア(およびハンガリー)の各国を遍歴したリストの後半生を、ゲリーリンク教授に独自の、いわば地方的研究方法を駆使しつつ本書と同一の密度と水準とにおいて描くことは、すくなくとも

当分のところ、あまりにも困難な仕事といわなくてはならない。著者がこの仕事を後人に託しうると考えているかどうかは分らないが、当面の『若きリスト』が後篇を意図しない独立の著作として完成されたことはたしかだといえるであろう。

一九二七年から三五年までかかって完成した、一〇巻一二冊から成る『リスト全集』は、当初の計画では、エドガー・サリンに託されたリストの伝記をふくんで八巻でたりるとされていたが、編集と刊行とが進むにつれて多くの新資料が見いだされ、その結果、予定の巻数が増加しただけでなく、リストの身辺の資料の増大、ことに彼の曾孫ティンブルク (Dr. T. Pachter von Theinburg) が新たにロイトリンゲン市に寄贈した、リストの家族関係の手紙は、それらが全集の第八巻に収められることによって、サリンにそのリスト伝の作成をむしる無用と判断させるに至った。日記と龐大な量の書簡とを集めた第八巻、これへの補遺と詳細なリストの履歴・著作目録および同時代人たちが彼について描いた文章等を集めた第九巻は、いっそう慎重に時間をかけてリストの伝記が書かれるべきことを要求するものだったのである。そうしていま、この『若きリスト』の著者は、全集に拠る以外にリスト文庫を詳細に検討し、さらにみずから発掘したいくつもの貴重な新資料を提供しつつ、右の要求のすくなくとも半ばに答えるものとなった。

しかし、何びとも知るように、思想史に、おける、リストは『政治経済学の国民的体系』——および私見では「農地制度

論——を中心とする国民経済学的諸著作によって著名なのであり、それらが形成され公刊された時期についておなじく密度の高い伝記を持つことは、依然として、直接にはリスト研究者に残されている重要な課題である。しかも、ようやくわれわれの手中にある『若きリスト』は、そのための準備作業としてもまた貴重な労作なのである。だが、当然に経済理論とその歴史とに対する理解の(できうればゆたかな)用意を前提とすべき、後半生のリストの詳密な伝記は、アメリカと西ヨーロッパの各地とに遍在したその時代のリストを対象としなければならぬという事情も加わるため、『若きリスト』に特有ないわば地方史的研究方法の貫徹をおそらくは不可能とするだけでなく、それが何らかの独自の方法のもとに成立しえなければいには、この大冊が描いたすぐれたリスト像に対してさえ、ある種の修正を要求することとなるかも知れない。リストの全生涯にわたる伝記の完成は、新鋭の研究者の意欲をそそるにたるはずの、きわめて困難な仕事なのである。

さて、いくつもの新資料を提供し各所に穩当な新考証を示している、きわめて密度の高い『若きリスト』は、それがふくむ大小の達成のいちいちをここで紹介することがとうてい不可能である。そういう性質の紹介をこころみるよりはむしろ全巻を邦訳するほうがよいと思われるが、いまのわたしの学力にとってはそれも無理というよりしかたがない。さきにサリンがその依頼されたリスト伝の執筆を断念したとき、彼は友人ハ

ルムスにつきのように書き送った。「全集の」書簡の巻を實際に読むひとは、もう「リストの」伝記などはほしがらないでしょう。そうしてこれを読む労を惜しむひとは、もともとサリーンによる「予定の」伝記を手にとらずに、モエロの小説〔として「リスト伝」を読むでしよう。⁷⁾「ゲーリンクの『若きリスト』は、リストの全集の忠実な読者に対しても独立のリスト伝の必要と意義とを十分に立証し、サリーンやアルトゥール・ゾンマール『全集』の編纂者たちすなわちリスト研究に關する従来の權威たちの外部で、新しい学問的前進がはじめられたことを示すものではあるけれども、サリーンの右の言葉は、『若きリスト』に對するわたくしの半端な紹介のころみをためらわせるには十分である。ただ、ドイツの研究者がリストの全集を精読するばあいの困難よりも、わが国の研究者が『若きリスト』を読み通すばあいの困難は、読むべき対象の分量の差はもとより別として、はるかに大きいといふことはいえるであらう(ついでながら、天成のジャーナリストであったリストの全集はわれわれにとつても読み易いが、皮肉なことに、有力なリスト研究ないしリスト伝の行文はそれぞれにひとかたならず難解である。上掲のレンツやブリントマンの著書はその代表的なものであって、ドイツの研究者をも悩ましてゐる。わたくしはだから、以上にこの本の意義を一般的に述べたのちに、このたびはまだ部分的にながらともかくもこの本についての紹介を行なつて、これまで詳しく知られることのなかつた、リストの生涯の一齣

をゲーリンク教授からわが国の研究者に伝えるとともに、それがこの本の頁を直接に開く興味と意欲とを持つ人々をつくりだすことを期待したいと思います。

くりかえしていうこととなるが、ゲーリンクの本が対象とした、リストの活動の地域は、当時新たにヴュルッテンベルク領に編入された、ドーナウ河畔のウルムやその近在の小さい町々を除いては、すべてがネッカー川の川谷の国であり、著者のこの自己限定的な態度はきわめて一貫している。リストが閔税同盟の前駆となつたドイツ商工業同盟のための活動に踏み切つたのは一八一九年のことであり、そのいきさつや、当時テュービンゲンの教授だつたリストと、彼を監視してゐたシュツットガルトの政府当局と、そのあいだに立つて困難を感じた大学自体との關係や交渉などは、この著書によつて詳細に知ることができるが、同盟の指導的顧問としてドイツの諸邦からウィーンの宮廷にまで及んだ彼の活動については、おなじ著者はすべてオルスハウゼンの、これも基礎資料による特殊研究 (Hans-Peter Olshausen, *Friedrich List und der Deutsche Handels- und Gewerbsverein*, 1935) に委ねてゐる。また、政治犯としての判決のゆえにフランス、スイス、イギリス等を逃亡してゐた期間(一八二二年四月—二四年八月)のリストの行動をも、当面の著書は追求していない。しかし、このようにきびしい自己抑制を持つ、地方的な文献実証の方法に立つ伝記的研究が、こんにちではすでに十年前に東独で書かれた、方法的意

識によって一貫したリストへの新評価のころみ、すなわちギ
ュンター・ファビウンケの著書⁽⁸⁾とは、その性格をきわめて異に
しつつも、ネッカー河畔に久しく住んだ著者の地理的利点を活
用しつくすことによって、ファビウンケのするどく批判した、
戦後の西独のリスト研究の政治的(コスモポリタニズム的)偏
向からかなり自由であるように思われることは、『リスト全
集』の権威者たちにはさしてかわりを持たず、しかもサリ
ーンやゾンマーよりも高齢のゲーリングクによる『若きリスト』
の、研究史上の意義を今後しだいに大きくするものと判断され
るのである。

(1) この本は、昨一九六四年七月三日、すなわちリスト生誕一七五
年の記念式典がロイトリンゲン市で行なわれたその前日に、テュ
ビンゲンのモール(パウエル・ジーベック)社から出版された。こ
ころでは西独でもこの種の専門書の出版は困難であって、ロイトリ
ンゲン市が財政的にそれを援助し、リストの記念式典までによ
やく刊行をまにあわせたわけである(ちなみに、リストは一七八九
年八月六日に生まれて即日洗礼を受けたことが、『全集』[XIII,
S. 876. — サリーン]によってもこの本[S. 4]によっても立
証されているから、右の式典の日はリストの出生の日を選んだもの
ではない)。こういう事情から、この本にはロイトリンゲン市長オ
スカー・カルプフェル氏の緒言が付されている。また、サリーン
教授を中心とするこんにちのリスト協会とモール出版社との関係
も、そこには働いている。わたくしはこの本を二〇冊ほどモールか
ら日本の書店へ送らせたが、もうすこし多く送らせるべきであつた

かもしれない。

(2) この点については本文に後述されるが、いちおうの水準の学問
的伝記ならば後掲の著書を中心としてむろん何冊か出されている
し、小説家の作には、Walter von Molo, *Ein Deutscher ohne
Deutschland, Ein Friedrich List-Roman*, 1931 (551S.) の大作
その他がある。この種の文献については、筆者稿「リスト文獻とリ
スト文庫」(『立教経済学研究』一九〇二)の3を参照。

(3) リスト文庫については、筆者稿、同右、の5—6を見られた
い。この文庫の現在の主任パウエル・シュヴァルト博士は地方史的意
味での中世農業史の専門家で、テュビンゲン大学の出身であり、
ゲーリングク教授の著作のためにはさまざまな協力を行なっている。

(4) わたくしは教授と離別したとき、教授みずから自分はまだ六五
才だと云ったと聞いたのだが、最近受けたった手紙には七五才とあ
った。書きあやまりではなくて聞きあやまりだったとしなくてはな
らないであろう。

(5) ハンス・ゲーリッヒの著書については、筆者稿「東独のリス
ト」(同著『経済学史研究序説』に収載)のなかで簡単な紹介と批
判とが行なわれている。わたくしはそのなかでゲーリッヒの業績を
評価しつつつぎのように述べたが、それは『若きリスト』を読むこ
とによっていっそうつよく確認されるように思われる。——「この
書[450S.]の辛抱づよい読者は、密度の高い著者(ゲーリッヒ)
の叙述から、ドイツ国民国家とその経済的基礎としてのドイツ産業
資本主義との建設のために生涯にわたる苦闘をつづけたリストの全
貌を、その誠実および迫力とともに知りうるであろう。リストにつ
いての伝記的記述は、それが詳細であればあるほど(H.-P. Ols-

Hansen ……のような特殊研究においても)、リストのポブユラーな文章を卒読する者の陥りやすい、この人物がやや軽燥な夢想家での敵手の好餌であったとする印象を、訂正させることになる。リストは絶対主義ドイツの官僚とは生涯をつうじてけつして妥協しなかつたし、当時の優越者であったイギリス産業資本に対してもそうであった。また、……「きわめて極大な各種の論説を」執筆した(彼の)エネルギーは、目的への確信と執着と巨大な専門家的能力とがなくてはとてつ不可能なものだつたはずである……」(三〇三頁)。

(6) Vgl. *Mitteilungen der Friedrich List-Gesellschaft*, Nr. 2, 15. Okt. 1926, SS. 31—32.

(7) Hermann Brügelmann, *Politische Ökonomie in kritischen Jahren. Die Friedrich List-Gesellschaft E. V. von 1925—1935*, 1956, S. 55. 手紙の日付けは一九三二年一月二三日。モローの著書名は前掲。ちなみに、モローは一八八〇年に生まれた(おそらく)現存の作家で、ほかにシラーやルッターの伝記があり、相当地の評価を持つ著者である。

(8) Günter Fabianke, *Zur historischen Rolle des deutschen Nationalökonomten Friedrich List. Ein Beitrag zur Geschichte der politischen Ökonomie in Deutschland*, 1955. 伊東勉・豊川卓二共訳『リスト研究』。この本のやや詳しい批判的紹介としては、前掲の筆者稿「東独のリスト」(そのドイツ訳 *Die List-Forschung in Ostdeutschland*, 1962, hrsg. von The Science Council of Japan もある)を参照。なお、このファビアンケの本に付篇とされている簡略なリスト伝(65 S.)はすこぶる出色かつ有用なものであるが、『若きリスト』の公刊によって、いくつかの事実に関する

記述の訂正が必要となっている。

(9) ファビウンケは、戦後の西独のリスト研究者たちが、ナチズムへの対極として、リストの体系の一面を成したその世界主義を強調することにより、かつてのイギリスの世界支配に代ったこんにちのアメリカの帝国主義への屈従を認めている事実を指摘し、それが昔日にあってドイツの政治的・経済的国民統一という目標を掲げたゆえに積極的評価を与えられるべき、リストの歴史的意義を歪曲していると批判するのである。とくに前掲書の序章と終章とを見よ。

第二章

『若きリスト』の全体の紹介はその考証的密度の高さのゆえに不可能であるから、以下のわたくしの叙述には大きい選択の行なわれていることをあらかじめお許しいただきたい。

この大冊はまず、リストの家系とリストの父ヨハンネス(ロイトリンゲン市のゼナトールとなった皮なめし職人¹⁾)の家計とを、ことに後者に関して、その寡婦となったリストの母が一八一五年に没して遺産の相続が行なわれるまでについて詳細に報告し、当時の帝国都市のやや上層の生活内容を、市民による都市近傍の直接的な農業経営の様相とともに知らしめている。このようないわば市民的農業については、すでに一八世紀の中央に、テュービンゲンに仮寓を求めてその大著『経済学原理』の基幹的部分を書きあげた、スコットランドの亡命貴族ジェイムズ・ステュアートが、ドイツの都市生活の特質として指摘し

たところであつた。⁽²⁾ ネッカールの川谷における近代的マニユーフ
ァクチュアの発生ないし展開の事実と姿容とは、残念ながらこ
の本からは窺い知ることができなかったが、リストを生んだ階
層の経済的・社会的生活の具体相を、われわれはこの本からはじ
めて教えられるといえよう。また、周知のように、一一世紀以
来の古い歴史を持つ帝國都市ロイトリンゲンは、ナポレオン戦
争による神聖ローマ帝国の崩壊の過程の初期において、一八〇
二年に領邦ヴェルッテンベルクに吸収されたのであつて、この
領邦の特有な封建的社会組織と絶対主義的行政機構とが、一方
では沈滞した旧習のなかにも、「古き自由」の共同生活と觀念と
を残していたロイトリンゲンの市民にとってどれほどの圧制と
もたらしたかは、それがリストの家族に与えた不慮の運命とと
もに、この本の各所に描かれており、それはリストの、また若
いリストを中心とした人民的勢力（上述の Volkstreunde）の
自由の觀念、ひいてはその政治的急進主義の本質の把握を、お
そらくは従来よりも深めさせうるであらう。

ところで、リストはみずからの郷里の町を出て、それへの圧
制者ヴェルッテンベルクの等族（Stände）の一つである書記
（Schreiber）の身分に入ることから、すなわち下級の封建的
行政事務員となることからその生涯をはじめた。そうして、僻
地のブラウボイレン、シェルクリンゲンや、ウルムに近いヴィプ
リンゲンや、ついでには古都ウルム——後二者はともにヴェルッ

テンベルクの新領域——で、一六才以来民衆と接しつづきまじ
まな経験を積んだのちに、一八一一年（二二才）には大学都市
テュービンゲンに移つて、そこをいわば郡書記（Oberamts-
Aktuar）となり、ようやく新しい生活が展げることとなる。
すなわち、リストはその新しい地位を國家試験の通過によつて
固めるためにも、またもとより環境と内面の衝迫とからも、大
学における聴講を開始し、同時に学問をつうじて知己と友人と
を獲得するのであつて、学者としてのリストはここにはじまっ
たのである。

したがつて、右の時期に関するゲーリンク教授のつぎの新考
証は、きわめて重大な意義を持つとわたくしには判断される。
——これまで、テュービンゲン大学におけるリストの勉学の期
間は、『全集』第九卷の履歴の部分からも知られるように、一
八一一年の春ごろから一三年の春ごろまで、すなわち正味二年
間（対象は法学）とされていた。しかし、新しい考証が教える
事實は、リストがウルムからテュービンゲンに移つたのは一八
一一年十月だつたけれども、一四年九月に國家試験を済ますま
でのほぼ三年間ここにとどまっていたこと、しかも右の期間の
後半の一年半は彼が後任者を求めえて一時的に職務を辞し、大
学での勉学に専念していたことである。すでに実世間の
知識を十分に積み、しかも学生団体や飲酒の習癖からも遠ざか
っていたという、血気に満ちながらも社会的に成熟していたリ
ストが持ちえた、三年間の勉学期間は、当時の彼の師と友とに

関するこの本の詳細な指摘を措いて想像したとしても、彼の社会科学的な基礎知識を十分ゆたかに培ったことを教えるであろう。リストはこの分野においては、当時の習俗のなかでの「教授」の觀念にこそしっくりしなかつたかも知れぬが、けつして素人ではなく、半素人でさえなかつたのであつた。なお、この時期のリストの読書の対象は比較的知られているが、彼が教授マイヤー (Johann Christian Majer) をつうじて独自の態度でルッソーを学ぶとともに、すでにレンツのリスト伝が指摘しているように⁽³⁾、ユストゥス・メーザーに関して、「彼もまた自由と私有財産との上に国家の原始契約を基礎づけた」と述べていることを、リストの思想の根本にかかわる点として指摘しておきたいと思ふ。⁽⁴⁾

リストは一四年九月に行なわれた上級書記の国家試験を待つて、やすやすとこれに合格したが、それまでのテュービンゲン時代に彼が書いて失われたとされていた重要な原稿を、この本の著者は探索しえ、またそれは右の原稿に添えたりリストの書簡一通の発見をも伴つた。この後者は一八一四年六月八日付けの、内相ライシャハ伯あてのものであり、前者は地方書記制度の全面的改善の必要を論じた⁵、*Gedanken über die Notwendigkeit einer Reform der den Oberämtern subordinierten Amtsstellen, insbesondere des Stadt- und Amtschreiberi-Wesens. Von einem Geschäftsmanne.* (Juni 1814, Tübingen)であつて、ともにルートヴィヒスブルクの

国立文庫で見いだされ、この本の付録の第一と第二とを成している。もとよりリストは書簡の方で自分の名前を明記し、現制度への対決者として知られる危険を冒したわけであつたが、ライシャハは右の上申書を国王フリードリッヒにまで通じて、そこに示された問題の真剣な検討を計つたのであり、若年のリストの名は王に知られるに至つたのであつた。

さて、試験の通過によつて書記の地位を進めたリストは、一八一四年の一月には、ネッカー川の支流の町ズルトに郡監督官 (Oberamts-Kommissarius) として赴き、そこに翌年の四月末までとどまつた。そうしてここで重要な政治的文書「ズルト請願書」(„Die Sulzer Adresse.“ März/April 1815)を書いてその青年期の本格的な政治的文筆活動を開始するのであるが、失われたままだったこの原稿もまたシュツトガルトの議会文庫のなから発見され、本書の付録としてはじめて公表されることとなつた。それはナポレオン支配のあいだに膨脹し同時に矛盾を深く露呈した領邦ヴェルツテンベルクの行政機構と、それを固守するいわゆる *Altrechtler* (旧法派) とに對して、ウィーン會議で約束されたばかりの、諸領邦の新憲法の制定という問題に即し——すなわちいわゆるヴェルツテンベルク憲法闘争の皮切りとして——、ズルトの選挙民たちの議會への請願書の執筆依頼に応ずることによつて、全面的な戦いを宣したものである。そこには明瞭に、人民自身による憲法の制定、ナポレオン戦争中の非常体制の解消、旧制度を「時代精

神」に即して改革すべきこと、等の要求が掲げられ、さらに、代議員に対する選挙者からの指令に対する禁止は廃止すべきである」とされている。

しかし、リストはズルツから首都シュツットガルトに出て以来、短期間に憲法闘争の立役者となる。彼はすでにテュービンゲン時代に、当時大学理事 (Kurator) だったヴァンゲンハイムの知遇をえていたが、やがて文相となって領邦政府内の進歩的勢力を代表する、この積極性にとむ優秀な人物は、のちに中央の要職から退けられるに至る一八一七年末まで、極力リストの急進的な文筆的・政治的活動を庇護し、しかも一六年にフリードリッヒを継いだ新王ヴィルヘルムのリストへの当初の信頼をも獲得しえたのであった。そうして、一九年にリストがフランクフルト・アム・マインに旅してドイツ商工業同盟の指導者となるまでの、わずか四年のあいだのリストの活動は、やがてごく簡略に触れるはずの、テュービンゲン大学教授としてのそれ (一七年後半—一九年春) を別にしても、きわめて多方面にわたるものであり、『若きリスト』はそれをほぼ百頁にわたって詳細に跡づけているから、ここでそれを精密に縮写することとはとうてい不可能であって、それぞれの研究者がそれぞれの問題意識を持ちつつ検討されることが期待される。わたくしはただつぎの諸点にだけ触れておきたい。

リストは書記という身分に属する有能な青年として首都に呼ばれたのであったから、地方自治体の財政 (Gemeinde-Rech-

nungswesen) の検討と報告とを命ぜられて長大な報告書を書き上げて以来、⁽⁶⁾ ついで遺産分配規定と下部行政組織の改善とに關する上申書をまとめたり、郷里の町ロイトリンゲンに派遣されてそこでの市民と政府からの行政長官 (Oberamtmann) とのあいだの確執の真相を明らかにしようとしたりしている。このばあいロイトリンゲン市が守ろうとした自由と、それにもかかわらずこの旧帝国都市が陥っていた共同体としての行きづまりとを描いて、著者の筆には生彩がある。いずれにせよ、故国におけるリストの最後の活動と挫折とは、やがてこの町の選出議員として実現されることとなるのであるが、当面の任務にあたっては、彼は市民の立場から有効な調訂に成功したように判断される。ついでリストは、一六年の五月に、正規の会計官 (Rechnungsrat) に任ぜられて地方自治体の負債の対策のために政府が新設した官庁に配置されたが、やがて同年の末に新王ヴィルヘルムが即位し、ただちにヴァンゲンハイムが文相となると、リストは新文相を長とする、書記制度の検討のための有力な委員会の書記を命ぜられて、同時にヴァンゲンハイムの私的秘書ともなり、こういう位置をつうじて、のちにみずから述べたように、「君主と首相〔内相フォン・ケルナー〕との特別な信頼をえた」⁽⁷⁾ 時期がはじまったのであった。

しかしこの幸福な時期は、やがてすぐに知るように、長くはつづかなかつた。憲法闘争の主要人物となつたリストの意欲と

能力とエネルギーとは、とうてい吏僚の服務規律に縛られることができず、この事實は、一六年一二月に書記職の欠陥の調査に関する委員会がリストに仕事を託したとき、その履行ぶりがわがままで不当だという非難を委員会自体から生ぜさせ、それはリストへの解任の要求というところまで進んだが、密枢院は結局これを受けつかなかった。だが、彼が「幕間劇」として、一七年四月末にケルナーの指令を受け、ハイルブロンに急行して、同地から北アメリカへ移住しようとする一団の人々に関する聞きとり調査を行なったのは、右の委員会内でむずかしい立場にあったリストに対するケルナーの配慮だったと考えることができる。リストはこの任務を十分に果たして短期間に大部の調書を作成したが、ここでふたたび彼は「下層の人民とじかに接触して」(Gering, [以下同] S. 151)、後年の独自の国民経済的視野が準備されたのであった。しかしこの時期にあっては、当面の問題に関する彼の直接の関心はまだ、領邦の絶対主義支配下にある地方自治体の、古くかつ圧制的な行政組織に向けられており、土地制度の近代化の課題を、彼はそこでは示してはいない。

なお、わたくしの関心からすれば右の問題に関連することであるが、リストははやく一六年に、みずから編集に加わっていた *Württembergisches Archiv* 誌の第二号に、「農民所有地の際限ない分割を排す」(„Wider die unbegrenzte Teilung der Bauerngüter.“ *Werke I*) を発表して、後年の重

要な論説「農地制度」への、きわめて短くまた素朴ながら看過できない萌芽を示している。しかし当時の時期にあっては、農民所有地の分割はたんに一子相続制が実現されないことにあるだけではなく、ユダヤ人による農地の売買にもよると考えられていた。一八年のはじめに、すでにリストがその教授陣に属していたテュービンゲン大学は、この問題に対する政府の調査の一環として諮問を受けている。だから、農地の分割の問題において、立法によつてその過度の進行に抵抗しようとしたリストの立場は、一八年当時におけるリストの機関紙 *Der Volksfreund aus Schussen* の一月二八日号からも知られるように、その時点では、反ユダヤ人の陣営と結合する要素をも持ったわけであった。ともあれ、農地の分割を自由に委すべきか否かは、当時ではすでに数十年の論争を経てきた問題であり、ゾーデンその他の支配的意見は自由分割の側にあったし、それがヴェルテンベルク古来のしきたりでもあった。ただし例外の地域はあったけれども、一七年一二月の法律が新王国の全域のあらゆる世襲領にも自由分割の原則を確認して以来、旧貴族の反対から問題は再燃し、さきの大学への諮問に対してリストの属する国家経済学部部長フルダが答えようとしたとき、リストはつよくその内容を批判してこれを却けたのであった。彼らの思想の対立の内容には複雑な点があるように思われるが、結果答申はリストが同僚のフォルストナーと共同で書いたこととなったものらしく、しかしそれはこんにちまで発見されるに至っていない

ない。ただし後年の「農地制度」はこの答申の結果についての不愉快な結果のことを語っているが、『若きリスト』はこの「不愉快」を、大学内での確執、答申に対する政府の無視とつよい警戒とに帰している。リストらの答申は、政府の政策の枠ですらで越えたものであった。こういう事情は、青年期のリストの自由主義の特質に対する反省を促すにたるであらう。

つぎに、憲法闘争のなかにおける、天成のジャーナリストとしてのリストの多彩な活躍は、『全集』第一巻の収める諸論説とわずかながらも既刊の諸研究とによって、いちおうわれわれの知るところである。この領邦の国王フリードリッヒは、ウィーン会議の決定に従って新憲法を制定すべき重要な時期にあって、一五年の七月下旬に領邦議會での議事を停止し、そのために政局はきわめて緊迫したが、前述のように翌年十月に彼が死に、ヴィルヘルムが即位すると、この新王は当初はこの問題に熱意を示し、ヴァンゲンハイム、ケルナーらの改革論者を指導的地位にすえて、憲法改正案の作成に努力した。このあいだに、等族的な議會における旧勢力は独自の草案を発表していた（一六年九月）が、新王はこれに対して、一六年末に定められていた議會の開会を翌年三月はじめるまで延期し、改正案の作成を急ぎ、これを右の新會期に間にあわせた。しかし、この改革案は議會内ではげしい反対を受け、六月二日に至って否決されることになる。これに対してヴィルヘルムは、同月四日に議會を解散し、いっそう広く国民と接触しつつ独自の方策によって

草案の実施を遂行しようとした。一般には過激と見られたこの時期のリストの多くの文章と行動とが、むしろ王の庇護下にあった感のあるのはこのゆえである。さて、王は議會解散の当日に新草案の賛成派である少数派の議員を宮廷に招いて、税制の改革や書記制度の解消を議會の反対にもかかわらず実行すべきこと、自己のこの決意を彼らが選挙区に伝えるべきことを述べた。この日以来、地方における一種の無政府状態が生まれたわけである。だがこの事態は、王にとっては結局大きすぎる負担であった。中央における守旧派はしだいに力をもりかえし、一月にはヴァンゲンハイム・ケルナーの「改革内閣」(Reform Ministerium)は退陣する。そうしてそのあと、二人の男爵マルクス(一七一―一八年首相)とマウクラー(一八年以後司法大臣として、やがてリストの裁判を指揮することとなる)との手で、緊急的な、ナポレオン主義と非難されたいわゆる行政勅令(Organisationsedikte)が実施されるが、右の事態のあいだに、一方ではメッテルニヒ体制の滲透とこれに伴う西ドイツ諸国の「欽定」憲法の制定⁽⁹⁾という「国際的」情勢の進展、さらに一九年春に頂点に達するブルシエンシャフトの急進的運動がある、これらの事情がヴィルヘルムと等族的勢力との妥協を、両者の保守的姿勢の合致(後者の中央官職への復帰)のもとで、新國會の開催とそこにおける王の憲法草案の承認というかたちで実現させるのである。こうして、一八一九年七月に開会された、新憲法承認のための議會と、翌年の一月からの、新憲法に

もとづく最初の議会とは、ヴュルッテンベルク憲法闘争の結着であった。

右の期間におけるリストのきわめて精力的な活動とその効果、この時期の後半における彼のテュービンゲン大学教授としての生活とこれらの活動とのかわり、政府の保守化に伴うリストの政治的位置の変化等の複雑な事態に関して、『若きリスト』の著者はきわめて多くの点で有益な新考証を提示し、リストの諸行為の動機と意義とを明らかにしつつ、彼を中核とする人間関係のもつれた糸をみごとに解きほぐしている。わたくしはここでは、それらについての紹介の一切を断念し、この局面で著者が発掘した新資料だけをあげるにとどめよう。

上述のように一六年の五月にリストは正規の会計官に任ぜられたが、同年の一月に、ウルム選出の議員J・H・ミラーが、旧法派の立場からする書記制度擁護の演説を、みずからの草稿にもとづくものとして行なったので、リストはこれに對抗して、匿名で議会に一文を提出してその朗読を実現させた。それが、Vortrag eines Unbekannten über das Schreibereiwesen und den Vortrag des Herrn Repräsentanten Miller von Ulm über denselben Gegenstand (Verlesen im Landtag am 6. Feb. 1816) であり、議会の記録のなかから見いだされたものであって、慎重な検討がリストの筆に成ることを確認させるものであるという。ところが右のミラーの演説の草稿は、ウルムの地方書記だったころのリストの学識の

深いかつての上司アウグスト・シュヌスターの書いたものであったのであり、リストはそれを見抜きつつ「真実」と「社会の福祉」との立場からきわめて巧妙な反論を展開している。しかもリストはこの内容を、フランクフルトでやはり匿名の冊子として公刊させ、その流布をはかったのであった(なお、のちにシュヌスターは *Württembergisches Archiv* 上における「書記制度に関するリストの主張に反駁を加えている」)。つぎに、王フリードリッヒの死の直後に、議会に力をえた自由主義的勢力は書記制度検討のための委員会をつくり、そこで結論を一月下旬にまとめて新王に報告したが、のちに長くリストの理解者となった出版者の男爵コッタは、この結論を、自己の経営する全ドイツ的な新聞 *Allgemeine Zeitung* の特別付録として収載した。そうしてこの際、ヴュルッテンベルク独自の問題としての書記制度とその不都合とを知らせるために一月三〇日付けで、これに „Prolog zum Komitee-Gutachten über die Schreibfrage in der Allgemeinen Zeitung“ が加えられる。その筆者は「語法と議論のしかたとから」(S. 120) およびコッタへのリストの手紙の内容から、リスト自身と推定されなくてはならないのである。この「プロローグ」は、ブルジョア・ラディカリストとしてのリストの生まれた特異な背景をわれわれにもういちど反省させるであろう。以上の相関連する二つの論説もまた、『若きリスト』の付録として公表されている。右の「プロローグ」が書かれてからまもない一七年の始め

に、リストは、従来の研究史が知らなかったひとつの政治的事件を指導している。すなわち、テュービンゲンの自由主義的な上層市民たちはかねてから市の行政長官 (Magistrat) に対する監察機関の設置を要望していたにもかかわらず、上述した等族側の憲法草案がこれを無視したため、この点に関する請願書を王ヴィルヘルムに提出することを決意し、その起草者に、すでにジャーナリズム活動によって彼らの信頼をえていた、町になじみの会計官リストを選んだのであった。彼らははじめロイトリンゲンに、リストを招き、ついで小村ヴァルデンブーフ (シュツットガルトIIテュービンゲン街道の中間) における会合では、リストは依頼された文章をすでに彼らに手渡ししている。この文章はただちに各人の署名をとるためにテュービンゲンの市中を回覧させられたが、王に提出されようとする直前に、関係した市民の一人が教授エッセンマイヤーに相談をかけ、後者がこれをつよく押しとどめたので、この政治的活動は結局解消してしまつたのであった。ところが、このときリストが書いた請願書の草案そのものは、他人の筆写によるものがシュツットガルトのヴェルッテンベルク国立図書館で史家ヘルツレの手でたまたま発見され、やはりこの本の附録に、"Die Waldenburger Adresse," 26. Januar 1817として収められている。これは、当時の憲法闘争および南ドイツ自由主義に関する有力な一文獻とすべきものである。リストはそのなかで、依頼された要件を説いたのちに、さらに一般的に、「人びとが等族〔身

分層〕議會 (Ständeverammlung) をさして本来の人民の機関だと教えるならば、われわれに「地方自治体である」ゲマインデやオーベルアームトの代表「議會」がそれらの目的にかなつてゐることが立証されなくてはならない。なるほど等族議會はわれわれによって選出されてゐる。だがそれはいいたいわれわれとともにあり、われわれとともに語るのか。その行動をわれわれに告げるのか。われわれはそれにわれわれの希望を表明できるのか」(S. 401)と述べている。上述のように王ヴィルヘルムが進歩的姿勢を示して議會と対決しようと決意していたこの時期においてさえ、ヴァルデンブーフの政治的行動とリストの請願書とは、こんにちまで歴史の上にその跡を示さなかつたのであった。⁽¹⁰⁾

ところで、リストはヴァンゲンハイムと緊密に協力しつつ、憲法問題の重要な一環である書記制度の改廃を中心の目的として、近代官僚の養成のためにテュービンゲン大学に新しく国家經濟部学 (Staatswirtschaftliche Fakultät)——同大学の第五の学部——を創設することを強行し、一七年の十月末にはみずからすんでその国家行政実務 (Staatsverwaltungspraxis) の講座の担当教授に任ぜられた。この問題に関してヴァンゲンハイムが王に提出した上申書もまたこの本の付録に収められているが、それは現存するリスト自身の当初の計画とは相当に隔たつてゐるものの、そのなかでリストの教授就任をつよく推挙している。リストがこの年の四月にハイルブロンに派遣さ

れた事実に関して知ったように、彼はすでに会計官としての服務規律の枠に耐えられなくなっており、その結果のいざこざが、彼をこの新しい、しかし当時であっても物質的にはむしろ恵まれぬ地位にいざなつたひとつの原因であった。しかし、ヴァンゲンハイムのまもない没落、中央政権との接触の困難、首都からの監視等の事情は、大学町にあっての活潑な講義とジャーナリズム活動ともかかわらず、政局の反動化の進行とともにリストに新しい広い舞台を求めさせることとなり、彼は一九年四月二一日の夏学期の開始を無視して、ゲッティンゲンへの研究上の旅行を名目に——ただし大学当局へはそれをも知らさずに——フランクフルト・アム・マインへ旅立った。この町でやがてドイツ商工業同盟に結成されるべき、全ドイツ的経済政策の樹立へのブルジョアジーの要求と、そこでみずから果たしうべき役割とを、すでにリストは知りかつ予期して、この行動に出たのであった。こうして五月中旬まで彼は帰任せず、紛糾の末に、リストは辞表を呈して五月末日に王の受理を告知されたのである。

テュービンゲンの教授時代のリストの生活と行動とについての叙述を、著者はその履歴を十分に活用してきわめて詳細に行ない、いたるところに新しい知見がある。だが、わたくしはいよいよ先を急がなくてはならないから、もっとも簡略につきのことだけを読者に報告しておこう。——すなわち、リストは一八年の二月にもとテュービンゲン大学の古典文学教授クリスト

フ・ザイボルトの娘で夫のナイトハルトと死別していたカロリーネと結婚して、妻の兄弟たちをもつうじて身分的地位を高めたが、テュービンゲンでのリストの二度目の生活に社会的いどりとはほとんど見られないようである。また、彼は学期ごとにテーマを変えて充実した講義を行なったが、その積極的聴講者は多くはなかった。おそらくは長年そのなかに暮らしたテュービンゲン大学への愛著から、この本の著者は大学がリストを迫害したという伝説を否定し、とくに国家経済学部長フルダがリストとけわしく対立してその講義内容を政府に密告したという、従来の研究史上の常識を、きわめて熱心にまた十分説得的に論破している。リストはヴァンゲンハイムおよびケルナーの退陣以後の中央政府によって危険視されたのであって、大学は受け身の立場で困惑しながら政府の介入に対処し、みずからの既得権は守ろうとしたのだという理解が、著者の詳述の基調である。しかし結局事実として、政治的なりすとを古い大学は十分に受け入れもせず守り通しもしなかったし、またリストにとても大学はしよせん狭すぎる世界なのであった。

(一) 小帝國都市ロイトリンゲンの *Stadior*、というものは、たとえば旧ハンザ都市リユーベックのゼナトールなどちがいが、豪商ではなくて職人代表である。当時のロイトリンゲンには、牛皮の靴などをつくる赤なめし職人が約二〇〇人、鹿皮の手袋などをつくる白なめし職人が二〇人ほどいて、後者は小売商の組合に属していた。ヨハンネス・リストは「でぶのリスト」と呼ばれて、市民に親しま

れ、また信頼されていたらしい。

(3) Cf. James Steuart, *An Inquiry into the Principles of Political Economy*, vol. I, 1767, Bk. I, Chap. XIV: Of the Abuse of Agriculture and Population. 当時のロイトリンゲン^{Reitlingen}の職人は、その死亡登記にあなたで農民という職業をも加えるのがどうであり、リストの祖父ダニエルも「農民にして白なめじ職」と記載されている。ちなみに、わたしはチュービンゲン^{Tübingen}であって、同市に滞在中のステュアートの伝記的痕跡を探ってみたが、用意も不十分であったためか、ほとんど第二次資料のみによるつぎの論説(記事?)に接しただけであった。すなわち、W. R. Irwin, *Eine Schottische Adelsfamilie in Tübingen*, *Tübinger Blätter*, 49. Jg., 1962.

(4) Cf. Friedrich Lenz, *a. a. O.*, S. 21.

(4) 『リスト全集』の完成にもっと多くの労力を提供し、リスト研究史上に最大の貢献をしたともいえるアルトゥール・ゾンマー教授に、わたしは自分の論説「歴史派経済学の父リスト」(大河内一男編『経済学を築いた人々』所収)の主要な章のドイツ訳を読んでもらったが、教授は長論説「農地制度」を中核としてリストの全体系を再構築しようとするわたしの立場には同意を示さず、右の「農地制度」の重要な場所においてリストが行なったメーザーの援用については、「相当大規模な農地とならず、生活力のある、土地を集中した中規模の農業——それはリストの所説です。あなたはそれを良く描きました。われわれの見解が分れるのは、メーザーの引用に對する高い評価においてです」と書いた手紙を受取った。わたしは残念ながらこの点が、『全集』に關係したリスト研究の「大

家」たちの、リスト理解の限界だと思っている。なお、マイヤーはその講義ではしばしばメーザーに融れたたこととある (Gehring, S. 31)。

(5) この報告書はルードヴィヒスブルクの国立文庫に保存され、「Vorschrift für das Gemeinderrechnungswesen, „Relation über den von dem Commissaire List bearbeiteten Entwurf einer Communechnungsinstruktion, „Formulare“ (これはチュービンゲン地区のヴァンクハイム村の実例を示す付録)」、右の提出に關する王への添書、から成っており、全部が同時に提出されたものである。したがって『全集』第九巻の著作目録はその Nr. 5 と Nr. 13 とに關して訂正・補充されなくてはならない。なお、『全集』の本文はこの報告書を収録していないが、それは新発見の資料ではないので、この本の付録にも加えられていない。手稿の分量は一四〇枚におよぶ。この事例は、われわれがリストの徹底的研究をこころざすばあいの壁の一端を示すものである。

(6) 右の二上申書は、おなじくルードヴィヒスブルクに、「Teilungskosten-Regulativ vom 16. Januar 1816“ (Bl. 147-175) 及び „Abhandlung über die Organization der Landbeamtungen, ohne Datum“ (Bl. 192-291) として保管されている長大なもので、これも『全集』には収載されていない。

(7) Cf. *Lists Werke*, VIII, S. 779. これは一八四六年の一月はじめに、彼の晩年の後援者 F. シュミット・ヘンナーに於て書かれた、公開書簡の草案のなかの言葉である。なおこの文章の直前に、リストはつぎのように端的に書いている。「われわれは旧法党の精神をも目的をも見ぬき、イギリス憲法と行政との事情を知っていま

したので、立憲君主制を夢みて、憲法闘争のなかで……〔ヴァンゲンハイムと結びつつ〕……政府の側に立ちました〕(S. 778)。

(8) この調書は手稿としてリスト文庫に保管されており、部分的には『全集』第八巻(SS. 101—108)に印刷されている(この本にS. 104—108とあるのは、『全集』が収めた四つの報告と調書とのうちの後二者だけをさしている)。なお、リスト文庫の文書第五七(Pass. 2. (4))は、ゾンマーによって「国外移住者からの聞きとり調書」と題され、内容解説には、「表題。ハイルブロン、書類一八一七年四月三〇日、旅舎「ツーム・クラートネン」にて」とある(三、四頁(フォリオ)の長大なもので、いくつかの異った筆で書かれ、リスト自身による補訂が随所に見られた。これは『全集』に収録されていないが、多くの語り手が登場し、当時のヴェルッテンベルクの封建的組織の重圧と民衆の窮乏とをまざまざと現前させるものである。わたくしはやがてはこういう文献を紹介できる日をえたいと願っている)。

(9) 一八一四年九月にナッサウの憲法、一八年五月にバイエルンの憲法、一八年八月にバーデンの憲法、一九年九月にヴェルッテンベルクの憲法、二〇年一二月にヘッセンの憲法が、それぞれ制定された。さしあたり、山田晟『ドイツ近代憲法史』、栗城寿夫『ドイツ初期立憲主義の研究』等を参照。

(10) 歴史叙述は現代の視点に立っての過去の書き交えたという思想は、過去の発掘あるいは過去に関する知識の拡大という努力を伴わないばあいには、怠惰で暴力的な思想に転化するおそれがある。学史研究における資料の拡大の可能性は、スミスの『文学講義ノ一

ト』の発見のような「事件」をもふくめて、今後もおおきいであらう。

(11) „Gutachten über die Errichtung einer staatswirtschaftlichen Fakultät.“ これはヴァンゲンハイムの依頼で一七年の三月以前に書かれ、すでにホイサーの『リスト著作集』以来公刊されている。ヴァンゲンハイムの上申書の日付けは一七年六月一日となっている。

第三章

まえにことわったように、『若きリスト』はドイツ商工業同盟の指導者としてのリストの活動——とくにその開始を理由とする教授解任以来の彼の、ドイツおよびオーストリア各地にわたる活動——を、取扱っていない。だが、周知のように、ドイツ関税同盟(三三年に成立)の萌芽だったこのブルジョア的運動は、結局その企図を実現できず、この本も言及しているように、リストの個人的財政をも危うくした。一方、彼はウィーンで、全ヨーロッパの反動体制の中心人物メッテルニヒに、「きわめて危険な革命」を指導するデマゴグだという印象を与え、それは以後のリストの生涯の苦難を決定した。しかもここに同盟内部の分裂や対立も加わったから、リストは運動を縮小し後退させることを余儀なくされて、南ドイツ諸領邦だけが経済的同盟を意図した、二〇年九月以来のダルムシュタット会議の成功に期待をかけたが、ヴェルッテンベルク王はもととこ

の同盟をベルリンないしウィーンの制覇に対する抵抗と考へ、しかもこういう視野の狭さはこの会議を二三年の四月に終局的に解消させることになるのである。

しかし、右の時期のリストは、商工業同盟の運動の退潮とちようど逆比例して、新しい欽定憲法下の初期のヴュルッテンベルク議会に進出して、そこを舞台に、いまではきわめて不利となつた周囲の情況のもとに、彼の生涯におけるもっとも急進的な政治活動を集中的に展開させたのであつた。それはわれわれの知る、かつての「ズルツ請願書」におけるリストの必然的な継続であるとともに、また彼の亡命と禁獄と追放とを招いて彼を「ドイツなきドイツ人」とした直接の原因であつたから、リストの伝記のなかではもっとも大切な一章として探究され叙述されなくてはならない部分なのである。

われわれはしかしこんにちまで、領邦議会におけるリストについては知るところが少なく、彼の議会への登場と政治的破局とをつなぐ諸事實は、ハンス・ゲーリッヒのリスト伝のわずかな記述を除いては、けつして明らかにされていなかった。だが『若きリスト』の第六章 (SS. 297-337) は、リストの経歴中のこの不分明な期間について、「したがってそれは冷静に追求すべき劇的過程であり、このばあい、この期間に関するこれまでのたんなる伝承的な取扱いが果たしたところよりも多くのことが、おそらくいっそう明らかとなり、またいっそう正しく評価されるであらう」(S. 267)と、その研究の成果を自負

している。そうしてそのあらまははつぎのようなものであつた。

すでに述べたように、王ヴィルヘルムはみずからの憲法草案を議決する目的の議會を一九年の七月に開會(再開)するところまでこぎつけて、その布告は六月十日に公けにされた。一方リストはこの年の五月末にチュービンゲンの教授を解任されたばかりであり、商工業同盟の仕事も進発した直後でリストの軀をニュルンベルクとミュンヘンとに釘づけていたが、それでも彼は七月四日すなわち選挙の前日に郷國に帰ると、ただちにロイトリングゲンに赴き、市長メルクラ市民の支持のもとに、圧倒的多数の票を得て同市からの議員に選出された。だがこの選挙は旧法によつて行なわれたのであり、それによれば満三〇才に達しない者には被選挙資格が許されなかつたから、一七八九年の九月六日が洗礼日であり、ここからその誕生日をも同日と認められていたリストは、この問題についてのかねての危惧と警告との通り、公けに代議員の資格を否定された。彼は誕生日が洗礼日の以前であることその他の理由を挙げて抗弁したが、それを認めさせることはむろん不可能であつた。したがってロイトリングゲンでは再選挙が行なわれ、議會の開かれた七月一三日よりも四日のちに、新議員として市参事(StadtRat)のJ. L. ヴンダーリッヒが登院することとなつたのである。リストがこのような強引ともいふべき行動に出たのは、憲法闘争におけるこの議會の決定的重要性、商工業同盟運動の一環としての議會

活動の意義、などをその理由とすべきであるが、新たな定収入の必要に彼が迫られていたこともまた事実であろう。——それゆえリストは、この直後に、別に特種の事情から再選挙の必要の生じたヴァルトゼーの町から立候補を求められたときにも、おなじく資格上の問題を無視してこれを受諾し、その際選挙民に対して匿名のパンフレット“Fragen und Antworten über die Wahl eines Volks-Repräsentanten” (Werke I) を配布した。ここでは封建的諸負担の軽減こそ代議員の任務であることが直接に述べられている。しかしリストはヴァルトゼーでは当選せず、行政参事官 (Amtspfleger) のシュタインホイサーが七月下旬に当選している。

右の選挙用パンフレットは、ヴァルトゼー城主の公爵ヨーゼフ・フォン・ヴァルトブルクの告発をつうじて政治的不穩文書として押取されるといふ事件を起し、しかもそれにもかかわらずでに商工業同盟の要件でウィーンに赴いていたリストの身辺からこの帝国の首都に流布するといふような事態が生じたが、シュツットガルトでは宰相 (内相) オットーがいちおうこれを沙汰やみのかたちにもちびいた。この際、当のパンフレットに対して与えられた勤労者の支持を、われわれは明らかに認めることができる。そうしてまた、ヴァルトゼーの封建的領主ヨーゼフとウィーンの権力とに対してヴェルッテンベルクの王と政府とがともかくも独自の立場を守ろうとしていたことも、同様にわれわれは推測することができる。

さて、リストを欠いた領邦議会は筋骨き通りに新憲法を承認して解散し、つづいてこの新憲法にもとづく「立憲議會」が、翌二〇年の一月に開かれることとなった。そうしてこのたびは新しい選挙規則が実施され、これに従って、いまはすでに満三〇才に達したリストはふたたびロイトリンゲンから立候補したが、そのころ運動の最高潮にあったドイツ商工業同盟はその指導者リストをウィーンの宮廷からロイトリンゲンに立戻らせることができず、リストは現任のヴンダーリッヒに敗れて落選した。——憲法闘争のこの末期となつては、長かった闘争の平和的な結果とそこに不徹底にながらも実現された新時代の諸要求とに対して、民衆のあいだにはともかくもよろこびと満足とが滲みわたっており、それはリストも有力な一員として参加していた、闘争のための機関紙 *Volksfreund aus Schwaben* の論調にさえ現れている。政治的闘士としてのリストの支持者は、その数においては減少したのである。しかし当のリストにとつては、新しい憲法で保障されることとなった自由の範囲を最大限にまで利用しつつ、まだ実際には各種の封建的勢力の支配が公認されているヴェルッテンベルクの近代化をつよく推進し、民衆の政治自由と経済的窮乏からの脱出とを實現することこそ、議會の仕事であり議員の任務でなくてはならなかったのである。そうしてこの仕事の遂行すなわち新しい闘争をこころみるべき幸せな——あるいは不幸な——機会は、意外に早くリストにめぐってくることとなった。

すなわち、この二〇年の一月に、ロイトリンゲン選出のヴンダーリッヒが議会の休会中に病死し、リストは補欠選挙において、選挙権者二三五人、投票数二一七のうちから、一三〇票を獲得して、ついに議会に進出した。それはリストが前記のダルムシュタットの会議の場からも離れ、商工業同盟の内部ではおそらくフランツ・ミュラーと彼との対立をつうじてその分解

が深まって来たころであって、彼は同盟のためにも新しい行動を模索していた時期であった。リストは二月七日に議場に入り、議長ヴァイスハールに宣誓して議席についた。この議席は、議会に存在してはいなかった政党別のものでなく、等族国家の構成を表現して、第一列に右から、三二人の特権議員（騎士層の代表、大学総長、新旧教会の代表）、それにつづいて第二列にかけ、ここでも右から、七都市の代表、さらにそれにつづいて六三の郡（Oberamt）の代表がこれは年令順に第三列にかけて、それぞれの議席を定められてあった。このためリストは第二列に、すでに男爵として身分上は騎士層代表の一人だったコッタのまうしろ、ハイルブロン地区から選出された、七〇才のJ・C・ルードヴィヒの右隣りに、黒い絹の式服をつけて着席することとなった。しかしこの議会で、コッタは別として、人民の代弁者だった Volkstfreund たちの一員としてリストの共闘者となりえたのは、わずかにエーリンゲン選出のハインリッヒ・ケスラーひとりであり、ヴェルッテンベルクの独自の政治的立場にもかかわらず、やはりウィーン会議の結果が

黒い影を落していた。王ヴィルヘルムはこれに対して、立憲議會を諸等族（身分）の相互の調停の上に平穩に運営させなくてはならず、したがって新議員リストの急進的な諸目的は、この段階にあってはすでに、王と政府と旧勢力にとつて、はじめからいちじるしく危険視されなくてはならなくなっていたのであった。

この議会においては、前章にふれた行政勅令（一八一七—一八年）の検討が議題とされ、ケスラーはそれに対するいっそう広汎な関連のもとでの討議を要求していたが、リストが初登院したのはちょうどそのときであった。彼は登院にあたっては、ヴェルッテンベルクの議会はその行為をドイツの経済的統一という大問題の促進にのみ限定すべきであるという前提を抱いてはいたけれども、それは完全には実行されるはずもなく、まず、右のケスラーの要求を支持する発言を行ない、例えば地方自治体の組織と裁判制度とがいかに関連するかという適切な実例を述べて——すなわち行政立法の問題を対象とすることになって——、勅令の早急な認定の延期を成功させるにとどまった。だが、リストがすでに保持していた国民経済的視野はケスラーをはるかに抜いており、後者がさきに行なわれた商工業同盟の提案を議会にふたたび持ちだして、国際収支の改善と国内産業の促進とのために外国絹織物の使用禁止の立法を要求したとき（九日）、リストはむしろこれを無視して、独自に、議会は祖国の深く沈滞している商工業を回復すべき手段を講ずべき

ことを審議にのぼし、いちはやくみずからの「前提」の保持に立戻りえたのであった。さらに一三日には、リストはすずんでケスラーを批判して、外国がその絹織物の輸出と引き替えにドイツの麻織物や毛織物を買ってくれるばあいを考えるべきであると説いている。

こうして、リストはケスラーには同じなかつた一方で、みずからは国民の貧困の問題から出発して国外移民の問題を論じ、これに関する提案書には、農工商業の繁栄に対する配慮こそ「国民代表のもっとも神聖な義務」だとうたつてある。彼はこの提案による委員会の議長に選ばれた。他方、ケスラーもその提案にもとづく委員会の設置に成功し、さらにすずんで、新憲法によつてもなお立法権のなかつた領邦議会においてその委員会は政府の法案の審議に協力すべき性格のものかという問題に関する委員会の設置を要求したが、リストはこれに同調して発言し、ふたたび、こうして成立した委員会の議長に選出されている。しかしこの委員会自体の結論は、リストらの意見とは逆に、行政機関の持つ立法権に対する、議会の協力の承認であった(一六日)。そうしてこの間リストは、一五日に、さきに成立させた経済委員会の議長席から、唐突に、議会は政府財政を一年単位でだけ承認すべきことなど、明らかに現行憲法と衝突する三つの動議を用意していると述べて院内をおどろかせた。それは動議としては結局提出されなかつたものの、さらにこの翌日には領邦国民の所得を計測するための財政委員会の設

置を、これは合法の枠のなかで提唱したりしている。それは明らかに、蔵相ヴェックハーリンが合憲的に二〇年から二三年までの財政案を議会に提出しようとした直前のことであつて、リストの急進性を目立たせる行為であつた。一八日にも、リストは草稿(5)を手にしつつ人民と国家とに対する財政の意義を、近代の立場——古典派的蓄積の見地——から根本的に論じて、領邦の経済の再生には十年ないし十五年にわたる強力な計画が必要であると説いている。この主張はコツタらの支持をえたけれども、議論は紛糾し、結局、財政委員会の機能と権限との根本的変革を要求することとなるリストの動議は一九日に否決された。

このたびの議会はその後ただちに、翌二一年二月一日まで休会されることになつたから、リストが短期間にきわめて精神的かつ急進的な議会活動を、とくに先駆的な国民経済的視野から行なつたことが理解されるであろう。だが、リストのこのような卓抜な活動力は、議会の右の休会中に、とうとう決定的な破局をひき起すこととなつたのである。

リストは、休会の直後に商工業同盟の同志アルノルディ(ゴータ)にあてた手紙から知られるところによると、ケスラーとの連繫を回復してヴェルッテンベルクにおけるあらゆる、外国商品の禁止を実現させる提案を用意することによりダルムシュタット会議の進展をはかつた。一方、リストらの闘争を大衆に伝えている *Neckar Zeitung* は、一二月二八日に右のケスラー

の名で、休会のために提出が不可能になったという、おもに行政勅令に関する十個の希望を発表したが、それには議員の多数の賛同をえたとしてあり、同月一〇日の日付けがあつて、序論の部分がリストの筆に成るものであることがたしかだと思われ⁶。いな、本文の十論点もおそらくリストが書いたものであろう。そこには「古き良き権利」の回復の立場にまとわれつつも、新憲法の示す行政機構の全面的変革と官僚支配の否定とが、やはり力づくよく主張されている。だがこの論説は、従来のリストのものとはちがつて、議員の集団の新聞紙上でのプロパガンダという性質を持ち、そのためついに干渉の決意を官庁(内相フォン・オットー)に抱かせることとなつたのであつた。そこへ、二三日の *Volksfreund aus Schwaben* の巻頭にも、政府の責任者たちを名指しで非難する「投書」論説が掲載されたし、翌二一年一月の同紙の第一号には、明らかにリストのものと知られる論説が載つて、議会が政府の党と「王および人民の側」の党とに分裂していることを指摘し、対立者たちの名前を挙げるに至つた。すなわち、守旧派にクルレン、ボレイ、ヴァイスハール、フォン・ヴァルンビュラー、F・L・グメリー、断乎たる革新派にコッタ、フォン・オヴ、グリーンジンガー、リスト、ケスラー。——この分けかたを見ると、一八一七年以来の政治的推移が政府の指導者を変え、したがつてその支持者の側を逆にしてしまつたことがわかる。そうしてまた、すでに「王および人民」の結合は存在の余地を失つていた。な

お、*Volksfreund* 紙はつづいて、革新派にプライス、ケール以下数人の議員を加えている。

そうしてちょうどこの時期に、当時の急進的自由主義の重要な文献であり、同時にリストの政治的没落と生涯の放浪との直接の原因となつた、「ロイトリンゲン請願書」(Die Reutinger Petition⁷)の問題が生じたのであつた。

リストはここに述べてきたような彼の立場に対してロイトリンゲンの市民の理解を必要としていたが、他方、まだ議会が開会中の二〇年一月一八日に、市の参議員や市会のメンバーらをふくむ有力かつ多数のロイトリンゲン市民たちは彼に分厚い要望書を送つて、課税方法の単純化・国家の独占企業の廃止・森林盗伐等に対する嚴罰の施行(これは貧農に対するブルジョアの対策と解される)・地方自治体所有財産の自主的管理の強化・官吏と常備軍との減少等々の一七項目の実現へのリストの努力を求めて来ていた。これに対してリストが返書を与えたかどうかは知りえないけれども、彼とロイトリンゲン市民との相互に理解のある交渉がさきのリストの再選運動以来つづけられていたことは文献によつて示される。こうしてさらに、二一年の一月三日に、ロイトリンゲンのツンフト代表者および地方代議員たちは十人の署名でリストに書信を送り、ここ九年以来の不作と重税とに押しひしがれているぶどう栽培者(前述のように職人の兼業が多かつた)に対する大幅な減税を要請した。すでに市長メルクラをつうじても故郷の窮乏の実体を十分に知っ

ていたリストは、一月上旬にロイトリンゲンに赴き、さまざまに市民たちの訴えを数日にわたって聞きとって、それが領邦自体の欠陥の地方的表現であるという従来の認識をいっそう深めつつ、シュツットガルトに帰ってから、市民たちの求めに応じた文書を作成した。

リストはこの文書をコツタラにも読んでもらったうえで、シュツットガルトの印刷者C・エーブナーのもとで約一千部を石版に刷らせた。これが、『全集』第一巻に収められ、その第一頁の写真版をもそこに挿入されている、著名な「ロイトリンゲン請願書」である。それは上述の「ズルツ請願書」「ヴァルデンブーフ請願書」、あるいはヴァルトゼーの選挙文書等の継統でもあり、リストはその広い(全国的)流布をころざしたのであった。しかしこの請願書は、たまたまリストの病気のために、友人シュエプラーの手を経てまずロイトリンゲンへ二〇部届けられ、さらに友人たちに配られたのち、大きい部数がおおしシュエプラーのもとに残されていた。他方では *Volkstreunde* の側の最後のアジテイションがこれとともに開始され、やはりリストのものと推定される、一月一五日号の *Volkstreunde aus Schauen* 上の匿名論説 „An die Freunde des Vaterlandes“ は、決定的瞬間の切迫を告げるとともに、「市民的自由のための」要求を支える強力が有能な党が形成されていること、すでにゲツピンゲン、ウーラハ、エスリンゲン、ニュルテインゲン、ロイトリンゲン、テュービンゲン、ペープリンゲン

等々では多くの愛国的市民が人民の要望を議会に上申しようとしていることを知らせている。事実ナーゴールト市の一部はこの運動に加わって来たし、やがてズルツ、シュウエービツェ・ハル、ホルンハイムなどからも請願書が出されることとなる。そうしてリストは、まさしくこの広汎な運動の中心人物であった。政府は再開されるべき議会のためにこの運動を鎮圧しなくてはならず、この必要から、「ロイトリンゲン請願書」の内容を王への「不敬罪」の嫌疑のもとにおくこと、こうして文書の没収、その執筆者リストの刑事裁判、それを理由とする議会からの彼の放逐、という処置の実行を決意したのであった。もっとも、二二年四月に至ってリストに下された判決におけるおもな有罪理由は、彼が「政府 (Regierung——Majestät ではない)・法廷・官庁・官吏に対する侮辱」を文書で流布させたこととなっているけれども。

「ロイトリンゲン請願書」の内容には、こんにちわれわれは容易に近づぐことができる。また、リストが一月二一日の午前、に警察庁長官フォン・カツスマイヤーの歓迎できない訪問を受けてから判決に至るまでの期間のリストの法廷闘争に関する文献は、『全集』第一巻で検討することができる。ただ、二二年二月二四日に議会が五九票対二七票でリストをみずから官憲の手に引渡すまでの、リストの議会闘争を中心とするこの本の叙述は、やはり詳細にたどるべき価値を持つ部分である。

『若きリスト』の終末の部分成す、リストの没落後のロイ

トリンゲンの事態、*Volksfreunde* の運動の退潮（ことに共闘者ケスラーの諦念と後退）、その他に関する諸節も、フィナーレにふざわしく簡潔に美しく描かれているといえよう。⁽⁹⁾ しかし、わたくしは本書の紹介の筆をここでとどめたいと思う。

(1) この町はウルムからボーデン湖畔のフリードリッヒスハーフェンに至る街道にあり、ラーフェンスブルクの東北にあたる。

(2) このばあい、選挙人の経済（収入）上の資格はかえって引上げられた。

(3) ただしこのときにもリストは、他人の裁判問題に関係しているという理由で議員資格に疑義を残され、それに反論もしているが、これは無事に解決した。

(4) Cf. *Werke* I, S. 81. これはリストがその最晩年にドイツ商工業同盟について回顧した文章のなかに記されている。

(5) „Zur württembergischen Handelspolitik.“ *Werke* I, SS. 673—675.

(6) 『リスト全集』には採録されていず、その第九巻の文献目録にも欠けている。

(7) 右におなじく、ここであらたにリストの筆であることが確認された。

(8) これも右とおなじ。

(9) なお、この本がその SS. 313—316 の小節でふれている、リスト文庫所蔵の一資料 (*Id. Nr.* 154, 一八一一年九月、リスト筆) も新文献であり、著者によるその解説は彼の急進主義的行動の政治的理由の一面を照らして興味を与える。(一九六五・九・五)

青年リストの伝記的諸問題